

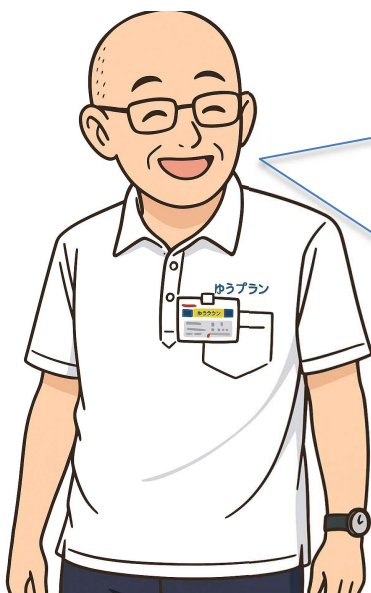
通信機能付き福祉用具について 介護保険給付対象化拡大の検討

現在、通信機能を有する福祉用具については『居宅内で使用する認知症老人徘徊感知機器』のみが介護保険給付対象となっていますが、歩行器や車いす、特殊寝台（介護用ベッド）なども対象を拡げる事と従来のからある認知症老人徘徊感知器の受信範囲も居宅内のみならず居宅外の家族への通知も給付対象とする様に、2025年6月に開催された介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会で国の大筋が示され大筋で了承されました。今後、介護給付費分科会に報告され、関係通知などの見直しが行われ、実施に移される予定。

徘徊感知機器における通信機能 介護保険給付の取扱い比較

区分	今まで（従来基準）	今後（見直し後の方針）
給付対象範囲	・徘徊感知機器は給付対象 ・ただし「居宅内」で使用するセンサーやブザーのみ対象	・徘徊感知機器に加え「通信機能付き」も給付対象に拡大予定
通信機能	・宅内通知（ブザー・受信機）は対象 ・屋外通知（電話・GPS）は対象外	・GPS や位置情報送信機能も対象 ・ただし通信費は自己負担
費用の扱い	・通信機能付きは全額自己負担	・機器本体は介護保険対象 ・通信費（SIM代・通信料）は自己負担

改正の背景には、『認知症や一人暮らし高齢者の増加が想定され、さらに認知症高齢者の行方不明者は2023年時点で年間約19,000人となり今後も増加が見込まれる。歩行器等へGPS等の通信機器を搭載する事により、行方不明者の防止に役立つ』との期待がある様です。



ただ今回の改正では、あくまで福祉用具（歩行器や車いす・徘徊感知器等）に付属する通信機能を備えた福祉用具が給付対象です。GPS 発信機単体を給付対象に追加する訳ではないので注意が必要です。その他住まいの事や介護でお困りの事がありましたら一度お問い合わせ下さい。